

八日市場駅、飯倉駅周辺は放置禁止区域 自転車などの放置はやめましょう

八日市場駅、飯倉駅周辺は、「匝瑳市自転車等の放置防止に関する条例」により「放置禁止区域」（左図）に指定されています。指定区域内に置かれた自転車や原動機付自転車には、適切な場所へ移動するよう警告し、これに従わない場合は次の通り撤去します。

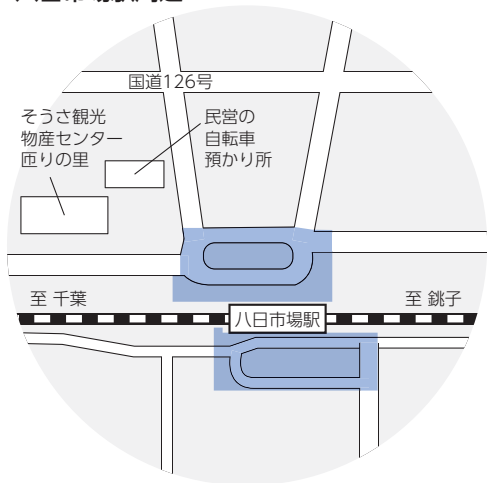
自転車などの撤去

放置自転車などに対して、警告書を取り付けます。過去

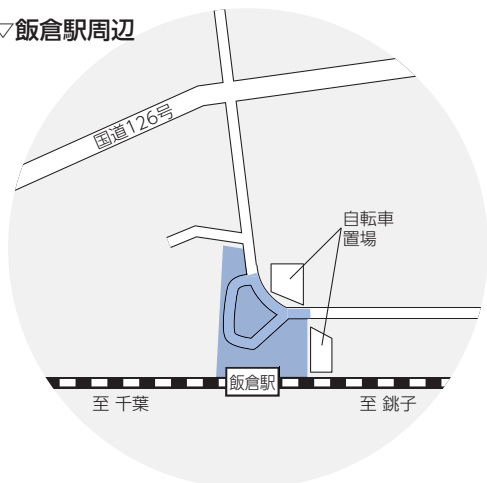
◆自転車等放置禁止区域

自転車等放置禁止区域（＝**■**部分）に置かれた放置自転車などは撤去の対象となります。

▽八日市場駅周辺



▽飯倉駅周辺



撤去された自転車などの返還

撤去された自転車などの返還を受ける場合は、都市整備課（市役所3階）に事前連絡の上、手続きをしてください。

に警告書を取り付けられたことがあるものが再度放置されている場合、即時撤去します。 ※「放置自転車など」とは、利用者が離れ、直ちに移動させることができない状態の自転車、原動機付自転車のこと。

◆受付時間

8時30分～17時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

◆必要なもの

- ① 放置自転車等返還申請・受取書（窓口備え付け）
- ② 身元確認書類（マイナンバーカード、学生証など）
- ③ 自転車などの所有が確認できるもの（鍵や保証書など）
- ④ 移動手数料（自転車500円、原動機付自転車1000円）

※ 放置自転車などは、引き取りがないまま6カ月を経過した場合、市で処分します。

問 都市整備課都市計画班

☎73・0091

＼ハローワーク銚子まで行かなくてもZoomで相談できます／

市役所でオンライン職業相談

ハローワーク銚子へ行くことが難しい人向けに、市役所でオンライン職業相談ができます。商工観光課（市役所3階）内の専用パソコンでウェブ会議ツール「Zoom」を使用し、ハローワーク銚子の相談員とリアルタイムで職業相談を行います。お互いの表情が見えるため、窓口の相談と変わらない状況で安心して相談できます。なお、オンライン職業相談も求職活動の実績となります。

対象…市内在住の人

※外国人および障がいのある人は、ハローワーク銚子の窓口をご利用ください。

相談内容…職業訓練の相談、応募書類の添削や面接の指導、紹介状の発行手続き（紹介状は後日郵送）

※雇用保険に関わる相談はできません。ハローワーク銚子の窓口をご利用ください。

相談場所…商工観光課

相談日…毎週水曜日

相談可能時間…①

10時～11時 ②11

時～12時 ③13時～

14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時

※相談時間は1回当たり40分程度。

◆予約方法

市役所でのオンライン職業相談を希望する人は、ハローワーク銚子（☎0479-22-7406）と利用する日時などの調整を事前に行ったうえで、利用希望日の2日前までに、次の項目を下記まで連絡してください。

予約時に必要な項目…氏名、生年月日、住所、求職番号（ある場合のみ）、希望する相談日時（事前にハローワーク銚子と調整した日時）

申問 商工観光課 商工観光班 ☎73-0014



75歳以上の高齢者の移動支援に

タクシー利用券を交付

市では、運転免許を持たない高齢者に対して、タクシー利用料金の一部を助成する「地域交通利用券（タクシー利用券）」を交付します。

◆対象者

- ◆申請時に次の①～⑤のすべてを満たす人が対象です。
- ①市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている75歳以上の人
- ②自動車やバイクなどの運転免許証の交付を受けていないこと
- ③市の福祉タクシー利用券や外出支援サービス利用券の交付を受けていないこと
- ④生活保護法による保護を受けていないこと
- ⑤市税および国民健康保険税に滞納がないこと

◆助成金額

利用券は1枚500円分で、1カ月に付き2枚を交付します（最大24枚）。

※料金を超えない範囲で複数枚使用できます。デマンド型交通の利用料金の支払いや、その他の割引制度と併用して使用することはできません。令

和8年度交付分から交付枚数が変更になります。ご理解いただきますようお願いいたします。

◆有効期限

令和9年3月31日（水）

◆申請受付開始日

3月23日（月）

◆申請方法

環境生活課（市役所1階）または野栄総合支所に、対象者の氏名・住所・生年月日を確認できるもの（マイナンバーカードや後期高齢者医療資格確認書など）を持参し、手続きをしてください。

※資格要件の確認のため、対象者本人の同意が必要。

◆使用可能なタクシー会社

地域交通利用券の裏面に記載されているタクシー会社のみ利用できます。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

▼市ホームページはこちらから



申問環境生活課市民協働班

☎73・0088

人権擁護委員の紹介

1月1日付けで、大木良章氏が法務大臣から新たに人権擁護委員に委嘱されました。

◆合同相談所を開設

市では、人権擁護委員9人と、行政相談委員2人が、定期的に相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

開設日は、本紙13ページの無料相談（人権・行政合同相談）をご覧ください。

問秘書課秘書班☎73-0080



新たに人権擁護委員に委嘱された大木氏

障がい者（児）の各種手当

受給には申請が必要です

障がいをお持ちの人への各種手当があります。受給には申請が必要です。なお、障がい程度の審査、所得制限がありますので、詳細は福祉課までお問い合わせください。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に手当を支給します。

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に手当を支給します。

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居の家族の1人に手当を支給します。

①20歳以上の在宅の重度知的障がい者（療育手帳に記載された障がいの程度がAの1、Aの2、A、Aの1、Aの2のいずれかである人、または障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人）

②20歳～65歳未満で在宅のねたきり身体障がい者（居宅で6カ月以上常に寝たきりで、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要し、身体障害者手帳を持つ人）

※特別障害者手当の受給者や、介護保険法による保険給付（年度通算7日以内の短期入所利用を除く）を受けた人、またはその人を介護する同居の家族は、重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の支給対象外。

申問福祉課障害福祉班☎73-0096

市役所などの 4月1日から試行 窓口受付時間が変わります

◆受付時間変更の開始日

4月1日（水）～

◆変更後の窓口受付時間

9時～16時30分

※電話での受付時間（8時30分～17時15分）に変更はありません。

◆対象施設

市役所、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、保健センター、学校給食センター

※市民ふれあいセンターの施設利用時間（9時～21時）に変更はありません。

問総務課庶務班☎73-0084

